

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会職員自主研修費助成規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会職員（以下「職員」という。）の自主的な研修又は職務と関連する資格等の取得に係る経費に対し助成することにより、職員の自己啓発及び研さん意欲の高揚を図り、もって効率的な介護、福祉業務の運営に資することを目的とする。

(対象)

第2条 助成の対象となる研修等は、次のとおりとする。

- (1) 職務と関連する資格等の取得 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）があらかじめ職務と関連する資格、免許等と認めたもので、費用を自己負担して取得するものをいう。
 - (2) 自主的な研修 職員の資質向上、自己研鑽に資すると会長が認めたもので、参加費、旅費等を参加者が自己負担する研修をいう。
- 2 研修等が、本会の介護、福祉の運営（許認可基準等）に必要な場合は、本規定を適用とはせず、出張研修として取り扱うものとする。ただし、本会の介護、福祉の運営において許認可基準等を満たしている場合は、本規程を適用する。
 - 3 本助成を受けることができる職員は、退職が決まっている者（退職届受理者）は対象としない。

(助成の額)

第3条 会長は、予算の範囲内において前条各号の研修等に対し、次に掲げる費用を助成するものとする。ただし、当該額が1人につき2万円を超える場合は、2万円を限度とする。

- (1) 職務と関連する資格等の取得 研修機関の受講料、試験受験料その他資格の取得と密接に関係する経費
 - (2) 自主的な研修 参加費負担金及び旅費の実費
- 2 前項の助成の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 助成を受けるにあたっては、本会の介護、福祉業務の運営に資することを目的として助成するものであるため、助成後5年間、本会に勤務することを承諾し、誓約しなければならない。

(助成の申請等)

第4条 第2条各号の研修等に係る助成を受けようとするときは、職員は、当該研修等が実施される前に、職員自主研修費助成金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前第2条第1項第1号の資格等の取得については、同一の資格等の取得に係る助成は、1回のみとする。
- 3 会長は、前項の申請書を受理したときは速やかにその内容を審査し、その結果を職員自主研修費助成金交付通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 前条第2項の通知書の交付を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、職員自主研修実績報告書兼助成金請求書(様式第4号)を当該年度末までに会長に提出しなければならない。

2 前項の職員自主研修実績報告書兼助成金請求書は、研修等が終了若しくは、資格の取得後に提出するものとする。

(研修活動等)

第6条 原則として、研修活動、資格取得の期間は年度をまたがないものとし、研修活動等は勤務時間外に行うものとする。

(研修成果の報告)

第7条 職員は、研修等が終了したときは速やかに会長に報告し、会長は、研修の内容が本会の介護、福祉業務の運営に資すると判断した場合は、研修等を受講した職員を講師として、広く職員に周知、共有する場を設けることとする。

(取消し)

第8条 第4条第2項の規定により助成金の交付を行う旨の決定を受け、又は既に助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
- (2) 助成申請後、退職することが決まっている者(退職届受理者)及び退職を予定している者
- (3) その他この規程に違反したとき。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月1日より適用する。

様式第1号(第4条関係)

職員自主研修費助成交付申請書

年 月 日

社会福祉法人
東伊豆町社会福祉協議会長 様

職 名

職員名

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会職員自主研修費助成規程第4条第1項の規定により、助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

研修等目的 (研修・資格名)	
研修等の期間	
研修等の内容	
研修等の経費 (内訳)	
助成金交付申請額	

- (注) 1 研修等の内容及び経費の内訳は、別の任意様式でも可とする。
2 資格取得の場合は、研修等内容欄に当該資格と職務の関係を記載する。

誓約 (承諾) 書

私は、本助成を受けるにあたって、第3条第3項の規定を遵守することを、ここに誓約いたします。

年 月 日

職 名

職員名

様式第2号(第4条関係)

職員自主研修費助成金交付通知書

年 月 日

様

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会長

年 月 日付で申請のあった職員自主研修費助成金交付申請について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

研修等目的 (研修・資格名)	
内定の内容	<ul style="list-style-type: none">・申請を認める。 助成交付予定額 円・申請を認めない。 理由：
条件等	

(注) 1 助成交付予定額は予定額であって、実際に助成する額と相違することがある。

様式第3号（第5条関係）

職員自主研修費助成実績報告書兼助成金請求書

年 月 日

社会福祉法人
東伊豆町社会福祉協議会長 様

職 名

職員名

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会職員自主研修費助成規程第5条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので、請求します。

記

研修等目的 (研修・資格名)	
研修等の期間 (資格取得日)	
研修等の内容 (成果)	
研修等の経費 (内訳)	
助成金交付請求額	
助成金振込先	

- (注) 1 研修等の内容及び経費の内訳は、別の任意様式でも可とする。
2 助成金交付請求額は、実績に基づいて再計算し、算出するものとする。